

I G Lヘルパーステーションシャレー
(指定訪問介護)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人I G L学園福祉会が開設するI G Lヘルパーステーションシャレー（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護（以下「訪問介護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の状況に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行ったり、利用者が自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合について、適切なケアマネジメントに基づき、サービスを提供する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 I G Lヘルパーステーションシャレー
- ② 所在地 広島市安佐南区上安六丁目31番2号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② サービス提供責任者 9名
各サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- ③ 訪問介護員等 2.5名以上（常勤換算）
各訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日まで1年365日
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで（サービス提供は24時間とする）

(通常の事業の実施場所)

第6条 通常の事業の実施地域は、広島市内の安佐南区全域・安佐北区のあさひが丘、安佐町(後山、筒瀬、宮野、久地、飯室、鈴張、毛木、くすの木台)、可部町勝木とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第7条 訪問介護の内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護保険制度下において、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合に応じた額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から目的地まで、それに要した交通費の実費の支払を利用者から徴収することができる。なお、事業所の自動車を使用した場合は、総走行距離1キロメートルにつき30円を乗じ、円未満を切り捨てた額とする。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

(事故発生時の対応)

第8条 利用者に転倒、転落、誤飲、誤薬等の事故が発生した場合は、次のとおり対処する。

- ① 必要に応じて協力病院等を受診し治療を受ける
- ② 家族等へ事故の内容、状況を報告する
- ③ 必要に応じて警察へ連絡する
- ④ 状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び広島市に連絡する
- ⑤ 事故発生の原因を解明し、再発防止策を講じる
- ⑥ 事業所の介護サービスの提供に起因する事故の場合は、速やかに損害賠償する

(緊急時における対処方法)

第9条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情)

第10条 訪問介護員等のサービスに対しての要望又は苦情等についてサービス提供責任者に申し出ることができる。

(人権擁護及び高齢者虐待防止のための措置)

第11条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- ① 人権擁護・虐待防止責任者には、管理者を充てる。
- ② 組織運営の健全化
 - ・介護の理念、事業所の運営方針を明確化し、従業者間で共有する。

- ・個々の従業者の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
 - ・サービスの自己評価を実施し、利用者等、家族等との情報共有を図る。
- ③ 従業者の負担やストレスへの対応
 - ・作業手順の見直し、柔軟な人員配置を行う。
 - ・従業者のストレスの把握、従業者間の声掛けなど悩み相談の体制の整備を行う。
 - ④ チームアプローチ、従業者間の連携
 - ・個別のケースに対応する関係従業者の役割を明確化する。
 - ・情報共有、ケア方針の決定の仕組みや手順を明確化する。
 - ⑤ 職業倫理、法令遵守の意識の啓発
 - ・提供しているケアが利用者等本位のケアであるかを検証する。
 - ・目標とする介護の理念を従業者間で共有する。
 - ⑥ ケアの質の向上
 - ・アセスメント結果に基づき、個別の状況に即したケアを検討する。
 - ・アセスメントの活用方法について具体的、実践的な技術を習得する。
 - ・認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、研修の機会を確保する。
 - ⑦ 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。
 - ⑧ 虐待が疑われる事例を発見した場合は、市町村等関係機関へ報告する。

(虐待防止に関する事項)

第12条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待防止のための定期的な研修の実施
 - ④ ①～③号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者を充てる
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

- ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。

（業務継続計画の策定等）

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対しサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 1年 2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 I G L 学園福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（施行）

第16条 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程の一部を、平成13年 7月1日より改正する。
- 2 この規程の一部を、平成14年 6月1日より改正する。
- 3 この規程の一部を、平成14年10月1日より改正する。
- 4 この規程の一部を、平成15年 2月1日より改正する。
- 5 この規程の一部を、平成15年 4月1日より改正する。
- 6 この規程の一部を、平成15年 9月1日より改正する。
- 7 この規程の一部を、平成15年12月1日より改正する。
- 8 この規程の一部を、平成16年 3月1日より改正する。
- 9 この規程の一部を、平成16年 7月1日より改正する。
- 10 この規程の一部を、平成16年10月1日より改正する。
- 11 この規程の一部を、平成18年 4月1日より改正する。
- 12 この規程の一部を、平成18年 8月1日より改正する。
- 13 この規程の一部を、平成18年 9月1日より改正する。
- 14 この規程の一部を、平成19年 4月10日より改正する。
- 15 この規程の一部を、平成19年 5月1日より改正する。
- 16 この規程の一部を、平成19年 8月1日より改正する。

- 17 この規程の一部を、平成19年 9月1日より改正する。
- 18 この規程の一部を、平成20年 1月1日より改正する。
- 19 この規程の一部を、平成20年 4月1日より改正する。
- 20 この規程の一部を、平成20年10月1日より改正する。
- 21 この規程の一部を、平成21年 5月1日より改正する。
- 22 この規程の一部を、平成22年 7月1日より改正する。
- 23 この規程の一部を、平成22年10月1日より改正する。
- 24 この規程の一部を、平成22年11月1日より改正する。
- 25 この規程の一部を、平成23年10月1日より改正する。
- 26 この規程の一部を、平成24年 2月1日より改正する。
- 27 この規程の一部を、平成25年 6月1日より改正する。
- 28 この規程の一部を、平成26年 8月1日より改正する。
- 29 この規程の一部を、平成27年 2月1日より改正する。
- 30 この規程の一部を、平成27年 5月1日より改正する。
- 31 この規程の一部を、平成27年 8月1日より改正する。
- 32 この規程の一部を、平成28年 4月1日より改正する。
- 33 この規程の一部を、平成28年 9月1日より改正する。
- 34 この規程の一部を、平成29年 1月1日より改正する。
- 35 この規程の一部を、平成29年10月1日より改正する。
- 36 この規程の一部を、平成30年 4月1日より改正する。
- 37 この規程の一部を、平成30年 8月1日より改正する。
- 38 この規程の一部を、平成30年10月1日より改正する。
- 39 この規程の一部を、令和 1年11月1日より改正する。
- 40 この規程の一部を、令和 2年 4月1日より改正する。
- 41 この規程の一部を、令和 2年 7月1日より改正する。
- 42 この規程の一部を、令和 2年10月1日より改正する。
- 43 この規程の一部を、令和 2年12月1日より改正する。
- 44 この規程の一部を、令和 3年10月1日より改正する。
- 45 この規程の一部を、令和 6年 4月1日より改正する。
- 46 この規程の一部を、令和 6年12月1日より改正する。